

早期感染予防策によって利用者の機能低下予防・通所継続を可能とした取り組み

社会医療法人 河北医療財団
あい介護老人保健施設 デイケア科
石川達也

1. はじめに

2020年4月7日、東京都をはじめとする7都道府県に緊急事態宣言が発令された。介護老人保健施設などの生活支援関係事業者に関しては事業継続が要請されたが、当デイケアでは感染対策についての課題もあり、1日の利用者人数を本来の定員に対して40%へ制限することとなった。また、実施している活動の制限・自粛/中止も余儀なくされた。

しかし、利用者の健康および心身機能の維持と事業運営継続のため、早期に感染予防策の検討・実践に取り組んだのでここに報告する。

2. 具体的な感染予防策

ソーシャルディスタンスの確保と飛沫防止パネルの設置

フロアレイアウトを変更。更に飛沫防止パネルを職員で自作。透明度に乏しく交流の妨げになるという課題もあり、10月には制作会社に依頼しアクリルボードで設置。



フロアレイアウト



(自作パネル)



(業者依頼作成)

送迎車両の感染対策マニュアルの策定

3密状況に陥りやすいため、乗車人数制限、常時換気、職員のマスク/ゴーグル着用、送迎毎アルコール除菌を実施。徹底実現できた段階で乗車人数制限は緩和。

施設の空きスペースを使用した臨時運動スペースの確保

ソーシャルディスタンス確保のため、通常フロアスペースでは運動空間の確保が難しく困難であった。そのため、施設の多目的スペースを一時的に運動スペースに変更した。
(R2年4月~R3年6月迄)



健康チェックシートの導入

利用者に毎日の検温と体調を記載する健康チェックシートを導入。利用当日、送迎職員が健康チェックシートを確認。状況によって医師・看護師へ電話連絡し、その日の利用の可否を判断できるようにした。

3. 施設利用制限中、利用者の心身機能低下を予防するための取り組み 動画配信サービスを使用した体操や自主トレーニングの提供



理学療法士・作業療法士による自宅で出来るトレーニング、看護師による感染対策講義、介護士による脳トレーニングやクイズ配信などを動画配信サービスで提供。

リハビリ専門職による個別自宅内プログラムの提供

定期的な電話連絡による状況確認

体調や精神状態を確認。都度デイケアの感染対策や活動内容を伝え、利用者の状況に合わせて通所再開の提案や、自宅での過ごし方について電話にて情報提供。

4. 感染対策中におけるサービスの質を維持するための取り組み

離れた位置から職員がコミュニケーションを図るためのインカムの導入

離れた席からでも全利用者が画面共有できるようにマルチモニターを導入

感染予防策を検討し、随時活動の再開

人気プログラムであるカラオケを再開するためのマイクカバー導入

デイケアの感染予防策・活動状況に関するお知らせおよび自主トレプリントの配布



5. 経過

前述の当デイケアにおける利用制限及び感染予防対策と取り組みの経過を示す。

年月	国の状況			当デイケアの状況		
	感染状況	緊急事態宣言	政策/ワクチン	制限	取組	稼働 (%)
R2.1	初感染者					80.3
R2.2	感染拡大		小中高臨時休校要請 新型コロナウイルス 感染症対策の基本 方針	37.5 以上の利用中止		80.8
R2.3			東京五輪延期決定	密室でのカラオケ等を中止		78.7
R2.4	第1波	4月7日 7都道府県に緊急事態宣言		利用定員を50名 20名へ縮小 送迎車乗車定員を3名へ縮小 全ての集団活動および加算を伴う個別リハビリテーションを中止	健康チェックシートの導入 デイケアフロアレイアウト変更 物品・送迎車の消毒徹底 利用者のマスク徹底	47.2
R2.5		4月16日 緊急事態宣言を全国へ拡大 5月25日 緊急事態宣言解除	特別定額給付金 アベノマスク	利用定員を30名へ拡大	動画配信サービスを使用した活動・自主トレなどの紹介 施設別フロアを利用した運動プログラムの再開 飛沫防止パネルの自作 自粛利用者へ定期連絡開始 自宅プログラムの提供	52.5
R2.6				利用者人数制限解除 送迎車乗車定員制限解除	集団活動再開 加算リハビリ再開 感染予防マニュアルを作成 活動再開に関する連絡 新規受け入れの再開	78.6
R2.7			Go To トラベル		言語プログラム再開	79.4
R2.8	第2波					84.1
R2.9					カラオケマイクカバー導入	86.5
R2.10					飛沫防止パネル変更 大規模イベントの再開 調理訓練再開	90
R2.11					マルチモニターの導入	89.6
R2.12			Go To トラベル停止			87
R3.1	第3波	1月7日 首都圏中心緊急事態宣言 その後11都道府県へ拡大				86
R3.2		3月21日 緊急事態宣言解除	医療従事者ワクチン接種			86
R3.3						90.1
R3.4	アルファ株		65歳以上ワクチン接種			93
R3.5	第4波	4月5日 まん延防止等重点措置	64歳以下ワクチン接種			87.7
R3.6		4月25日 緊急事態宣言へ格上げ				89.9
R3.7	デルタ株	その後全国へ区域拡大			職員及び利用者への施設でコロナワクチン接種対応実施	88.4
R3.8	第5波					82.7
R3.9		9月30日 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を全面解除				86.3
R3.10					集団でのカラオケ再開 発声・合唱プログラム再開	88.9

発熱及び有症状発生以外の利用制限なし

6.まとめ

当施設では2020年4月に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令された直後から、ソーシャルディスタンスを取った施設利用を可能とするため、デイケアフロアのレイアウトを一から見直し、飛沫防止パネルを自作するなどの対応を行った。また、施設のスペースを有効活用した運動機会の確保や、施設利用の可否を判断するための健康チェックシートの導入なども早期から平行して実施したことで、宣言発令直後に40%へ制限した施設利用人数を同年5月には60%まで緩和。更に飛沫防止パネルの自作、送迎車の感染防止マニュアルの策定を進め、1回目の緊急事態宣言解除後の6月には利用人数制限および送迎の乗車人数制限を解除するに至った。

利用人数制限解除にあたっては、利用自粛していた利用者に毎週電話連絡を行い、安否の確認を含め体調や自宅での様子を確認しながらデイケア利用再開の提案を行った。同時に利用自粛・制限中の自宅における廃用を防止するため、動画配信サービスを利用した運動プログラムの提案や、お便りにてデイケアの感染予防策や活動内容をお知らせし、常に利用者の心身機能低下を防止しつつ通所再開を支援する取り組みを積極的に行ってきた。更に、感染防止の観点で一時中断したカラオケや言語訓練・集団活動などの感染リスクの高いデイケアでの活動に関しても、早期再開が利用者の健康・機能維持および事業運営継続には重要であると考え、常に再開するための方法を模索しながら進めてきた。

デイケアとは本来、“利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要なりハビリテーションを提供するべきサービス”である。新型コロナウイルスを含む感染症の脅威は今後も起こりうる可能性があると考えられるが、そうした状況の中でも利用者の安全を確保した状態で通所が出来る環境を整えることが重要であると考え。当施設では今回の新型コロナウイルス感染拡大に際し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置をはじめとした国の政策や方針を確認し、その都度必要な対策を検討・実践し、可能な限り利用者がサービス利用継続可能な環境を整えてきた。

結果として緊急事態宣言解除後、円滑なサービス再開と稼働回復に繋がり、2021年10月現在に至るまで1人の感染者も出さず事業を継続出来ている。また、利用自粛していた利用者も著名なADL能力低下・認知機能低下せず通所再開に至ることが出来た。このように如何なる感染症の拡大においても、政府の動向や感染症に対する認識を深め、如何に早期に感染予防策の検討・実践ができるかが事業運営継続の鍵になるだろう。また、今後はポストコロナに加え、新型コロナウイルス感染拡大によって外出・活動・交流の自粛を余儀なくされた結果、廃用症候群・フレイルといった機能低下を起こした高齢者がでてくる可能性が高い。そうした人達が元の在宅生活を取り戻していくことが出来るよう、引き続き感染予防策を取った上で必要なサービスが提供できる体制づくりが求められるのではないだろうか。